

News Letter

ふれあいキューブ創業支援ルーム 月刊インキュベーションニュースレター

title 1

第89回情報交換会・交流会を開催しました



講師：B-1 ラピスアシスト合同会社 代表 相原健一さん

第89回情報交換会が4月18日（木）16時00分より開催されました。

今回は、『**イベント業務トータルアシスト!**』～イベント業務35年の経験と実績でみなさまの成功をアシストします～というテーマで、現在Bブースに入居している相原健一さん（ラピスアシスト合同会社）にご登壇いただきました。相原さんは五輪や万博等の大規模イベントから地域のお祭りまで大小さまざまなイベント事務局に携わった経験を生かし、起業後もイベントの美術プロデュースや店舗内装等の実績を重ねています。当日はイベント業務のことや起業後の悩みについて赤裸々にお話いただいたこともあり、その後の交流会も大変盛り上がる会となりました。

今回の情報交換会は右記の日時に開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

title 2

かすかベンチャー応援補助金が公募中

春日部市では、新たな地域産業と雇用創出による地域活性化を図るため、市が指定する区域内の空き店舗を利用して創業を行う方、創業して5年未満の方に対し、創業の際にかかる費用の一部を補助する事業を実施しています。

業種の指定を廃止し、指定区域を拡充しました。

指定区域（創業を行う場所）は、春日部駅周辺、武里駅周辺、南桜井駅周辺です。

市内で店舗、事務所を設立して創業しようという方はぜひ検討することをお勧めします。

予算がなくなり次第受付終了とのことですのでお早めに！

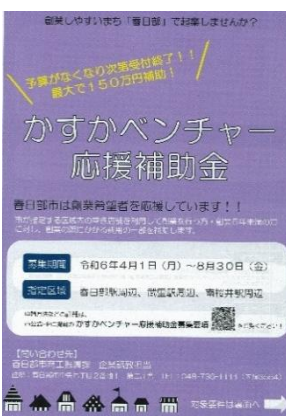
●募集期間

令和6年4月1日（月）～8月30日（金）まで
※毎月月末締切。予算がなくなり次第受付終了

●提出方法

募集要項に記載の提出書類一式を、商工振興課窓口へ提出してください。（郵送不可）

※詳しくは春日部市のホームページでご確認ください。



<お問合せ>

春日部市商工振興課 企業誘致担当 048-736-1111（内線3554）
住所：埼玉県春日部市中央七丁目2番地1 第二庁舎 3階

お知らせ

第90回情報交換会

トークテーマ

「はて、デザイン思考って何？」
～デザインでワクワクする問題解決の
近道に見える化しませんか～

講師：SadeLab. 関根 隆氏

日時：5月24日（金）16:00～17:00

場所：ふれあいキューブ
創業支援ルーム5F 共用室

交流会のお知らせ

交流会だけでも参加いただけます。

情報交換会終了後、17:00～

会費：1,000円

※準備の為、ご参加の申し込みが必要です。

お申込み

電話：050-3353-5334

メール：incu@kasukabehall.jp

場所：春日部市南1-1-7 5F

創業支援ルームのコンセプト

- 創業ステージに合わせた入居スペースが利用できます
- 一般社団法人J B I A（日本ビジネス・インキュベーション協会）認定インキュベーションマネージャーによる経営等の相談を受けることができます
- ワンストップで専門家相談や市民活動の相談ができます
- 創業支援スタッフによる来客取次、郵便物の受取ができます

◀ふれあいキューブ創業支援ルーム▶

電話：050-3353-5334

（平日9：00～17：30）

ホームページ：



メール：incu@kasukabehall.jp

title 2 春日部市法人設立応援補助金のご案内

春日部市では、市の特定創業支援等事業を受けて株式会社などを設立する人に対し、登録免許税の補助を行っています。

①事業の目的

この補助金は、初めて法人を設立する方を対象に、法人を設立する際にかかる登録免許税の一部を補助するもので、市内で創業を希望する方を後押しし、市内経済を活性化することを目的としています。

②補助対象者

市内で初めて起業した人で、次の要件を全て満たす人が対象です。

- 1.市内に事業所などを設置し、または設置しようとしていること
- 2.市内に事業を行うこと
- 3.市税などを完納していること
- 4.許認可などを必要とする業種の場合は、既に当該許認可を受けていること
- 5.個人事業主の場合は、個人事業主の開業などの届け出でから5年を経過していないこと
- 6.春日部市特定創業支援等事業による支援を受けて会社法に基づく株式会社、合同会社、合資会社または合同会社を設立したこと

③補助対象経費及び補助金の額

登録免許税の4分の1（租税特別措置法第80条第2項各号の規定により登録免許税の軽減措置を受けている場合は、当該軽減後の金額の2分の1）または37,000円のいずれか低い額を、毎年度予算の範囲内で補助します。

※算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨て

春日部市特定創業支援等事業とは 創業支援事業計画に掲げる事業の中で、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の知識が全て身につく継続的な支援のことで、4回以上1ヶ月以上の継続的な支援を創業希望者に対して行う事業を言います。

お問合せ

春日部市商工振興課 企業誘致担当 電話 048-736-1111（内線 3554）
〒344-8577 春日部市七丁目2番地1 第二庁舎 3階

詳細は
コチラ



入居者を随時募集しています

インキュベート室の入居申請を随時受け付けいたします。空き室の状況や募集要項はホームページにありますので、詳細はそちらをご確認ください。

入居を希望される方は、お気軽に事務室までご相談ください。



A 個室型



Bブース型



Cブース型

「入居対象」

埼玉県地域経済の活性化に資すると認められ、次のいずれかに該当する方（個人・法人は問いません）

- ・これから創業しようとする方、または創業後5年未満の方
- ・新たな事業分野へ進出しようとする中小企業者

詳しいことは、お問い合わせください。

編集後記

「あなたは何がしたい？」といきなり言われて答えられる人はどれだけいるでしょうか？子供でも答えられない子が多い印象です。その答えの中にある創業のタネを大事に育てられる社会はたぶん楽しい（市川）

編集 宮本 直樹
池脇 裕介
市川 潤
取材・編集補助 小野寺 浩
デザイン・構成 大川原 由美

title 3 創業のタネ個別相談会を開催します

創業支援ルームでは、主にこれから創業を考えている方を対象に、創業の相談を無料で受け付けています。「自分なりの働き方、アイデアで創業してみたい」、「特技や経験を活かしてプチ起業したい」、「職場の同僚や友人には相談しづらい」などお悩みを気軽に相談することが出来ます。

日時：5月16日(木)、17日(金) 18時～22時
5月18日(土)、19日(日) 13時～17時

会場：東部地域振興ふれあい拠点施設 ふれあいキューブ創業支援ルーム
埼玉県春日部市南1-1-7 5階

参加費：無料 初心者歓迎

要予約：お一人様1時間

お申込：申込後確認メールをお送りします

お申込はコチラ



お問合せ：ふれあいキューブ創業支援ルーム

電話 050-3353-5334（平日9:00～17:00）

mail incu@kasukabehall.jp

多岐野神社 初心者歓迎

ふれあいキューブ創業支援ルーム

創業のタネ個別相談会

日程 5/16(木) 17(金) 18時～22時
5/18(土) 19(日) 13時～17時
要予約・お一人様1時間

会場 ふれあいキューブ創業支援ルーム

こんな方にオススメ
自分なりの働き方、アイデアで構築してみたい
特技や経験を活かしてプチ起業したい
指図の前後や裏面には掲載しない

お申込み
申し込みはこちら
申し込み用紙をダウンロードして印刷してご提出ください
申し込み用紙は申し込み受付時間まで有効です
お申し込みは申し込み受付時間まで有効です
お申し込みは申し込み受付時間まで有効です

主催 ふれあいキューブ創業支援ルーム 050-3353-5334
埼玉県春日部市南1-1-7 5階 (平日9時～17時)